

助成対象経費例示一覧

令和2年10月1日現在

助成対象事業	経費区分	対象経費例示	助成率	助成限度額
新型コロナウイルス感染症防止対策のために実施する事業	衛生用品購入費及び備品購入費	【衛生用品】	当該経費の10分の10	1事業所5万円まで (申請は、1事業所につき1回までとする。)
		マスク		
		消毒液		
		フェイスシールド、ゴーグル		
		使い捨て手袋		
		防護服		
		ペーパータオル		
		アクリル板		
		透明ビニールシート		
		使い捨て用容器（テイクアウト用）		
		その他市長が認めるもの		
		【備品】		
		パーテーション		
		非接触型体温計		
		店頭販売用机		
		保温機（店頭販売用）		
		空気清浄機		
		衝立、仕切り		
		サーキュレーター（換気を促進するものに限る）		
		扇風機（換気を促進するものに限る）		
		その他市長が認めるもの		

施設改修費	蛇口の自動水栓化（トイレ、手洗い場）	当該経費の2分の1	1事業所20万円まで（申請は、1事業所につき1回までとする。）
	エアコン設置（換気を促進するものに限る）		
	床サインの設置（簡易なものは除く）		
	ビニールカーテン設置（業者に依頼した場合のみ）		
	窓設置工事（窓の設置と合わせて網戸を設置した場合）		
	網戸設置（出入口、網戸のない窓への設置）		
	換気扇の設置（新設若しくは増設）		
	事業所等の増床（新型コロナ対策に資するものに限る）		
	客室の個室化（換気機能が悪化しないこと）		
	便器の改修（フタ付の便座に改修）		
	ペーパータオル設置		
	購入単価が20万円を超える備品の購入		
	その他市長が認めるもの		

【注意事項】

- 1 助成対象となる金額は、消費税を除いた金額です。
- 2 助成対象事業を事業所等内にて実施し、かつ、直接的に感染防止対策につながるもの以外は対象外とします。
- 3 助成対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業に対する経費は対象外とします。